

北山整備検討報告書

4 北山地域の課題**(1) 短期的課題**

北山地域内の府民・学生・研究者等の活発な往来を創出するとともに、総合資料館と府立大学との集積資産を活用した専門研究の推進、歴史・文化・学術資料や研究成果の府民還元を進め、府立植物園を含めた各施設の機能連携と整備の方向性を定めること。

(2) 中長期的課題

京都の文化・環境・学術の拠点として街づくりを進めるため、ふさわしい新たな文化・学術等の施設整備や、やすらぎとふれあいあふれる街づくりを進めること。

Ⅲ 街づくりの考え方

○ 今後、京都府が日本において、また世界においてもその確たる存在感を保つためには、先人から連綿と受け継がれてきた文化を発展的に伝えること、環境に強く配慮し地球温暖化対策に重要な役割を担うことなど、北山地域の街づくりにおいてもこうした視点を持つこと。

※ 平成9年(1997年)、京都において気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択された。

○ また、北山地域は大正・昭和・平成にわたり広く親しまれてきた府民の財産であり、今後、より多くの人々に親しまれ、愛される街をつくる必要がある。

■ 街づくりのコンセプト

- 文化と環境に包まれたやすらぎと交流の中で、京都を世界に発信する街
- 開放感あふれ、歩いてまわりたくなる街

○ 街づくりを検討するにあたっては、街の景観や施設のハードづくりを考える視点である「空間を創る視点」、府民に提供する価値やサービスの機能を考える「機能を整える視点」の、2つの視点からの検討を行った。

北山整備検討報告書

空間を創る視点

- 人々が何度でも訪れたい街には、色や形、外観のデザインなど全体として調和のとれた建築物や、安心して歩きやすく、心おどる街路といった空間そのものを構成する要素が必要である。
- 「街づくりの考え方」に沿った空間を創る視点として、次のものが考えられる。

1 文化と環境に包まれた

- 文化的な雰囲気を作る

⇒ 建物を始めとする外観の色や形、デザイン、デコレーションについて調和のとれた文化的な要素を織り込む。

- 地球環境やひとを大事にする空間を作る

⇒ 地球環境にも人にもやさしい素材の採用や設計により、「地球にやさしい府庁プラン」に基づくCO2削減に心掛ける。
 ⇒ バリアフリーなどユニバーサルデザインの視点を導入する。
 ⇒ 街灯や発光デザインタイル等太陽光発電を組み込んだものとするなど、環境にやさしい設備とする。

2 やすらぎのなかで

- 日常から離れところをほくす空間を作る

⇒ 並木や小川を配するとともに、圧迫感を与えない揃った高さや大きさの建物にする。
 ⇒ 見た目に優しい色や形を持つ建物デザインなどを採り入れ、日々過ごす町の喧噪や日常生活を忘れさせるような街並み景観とする。

3 交流のなかで

- 様々な想い、価値観を持った人々がふれあい、思わず会話を交わしたくなる空間を作る

⇒ 北山地域の街並みや街路の其処此処に、ベンチなどを配置したり、その場で話題となるよう街角デザインや通りに面した建物のつくり配慮する。

- 人々を受け容れ、会話やふれあいを生み、表現の交わりを誘い、期待をふくらませ、街中に溶け込ませていく広場を作る

⇒ 人の流れを自然に呼び込める場に、多くの人々が集える大きな空間、青空スペースを設ける。
 ⇒ パフォーマンスが自由に表現され、相互に鑑賞しあったり、生み出したりできるアートフリーな空間・広場を設ける。

北山整備検討報告書

4 開放感があふれる

- エリア間、施設間、人と施設との間、人とひととの間の壁を感じさせない空間を創る

⇒ 屋外囲い込み型施設である植物園にあっても、他エリアと接する空間が神秘性のペールというコンセプトを保ちつつ、壁とならないよう工夫を行う。
 ⇒ 府立植物園、府立総合資料館及び府立大学の包括協定をベースに、域内の諸施設がより高い府民満足や価値の創出が得られるよう、相互に親和性のある空間の創造を行う。

5 歩いてまわりたくなる

- 心地よく歩ける、「人」のための道を創る

⇒ 安全で安心して歩けるユニバーサルデザインの道とする。

- 心を浮き立たせる並木道、景観（施設外観、垣根）を創る

⇒ 北山地域の象徴となる並木道や何度でも足を運びたくなる四季折々の表現を見せる並木を整備する。
 ⇒ 変化ある垣根、写真を撮ってみたいたくなるデザインの街並や街路樹、街灯やベンチを備える。
 ⇒ 発光タイルや小川などによる「不思議」な空間演出等を行う。

- 施設やエリアを思わず回遊したくなる道を創る

⇒ 次々と興味を惹く景観やそれぞれのエリア毎に意匠や性格の異なる休憩スポット・広場を設ける。
 ⇒ 施設の表部分に食やアミューズサービス提供機能を点在させるなど、人々をそれぞれのエリアに呼び込む工夫を行う。

- 他のエリア内に足を進めやすくする動線を創る

⇒ 隣りのエリアや建物に回り道することなく足を運ぶことができる街路とする。

北山整備検討報告書

機能を整える視点

○ 38haに及ぶ広大な地域を、交通や人の流れ、周辺環境等を総合的に考慮し、次の5つのエリアに分け、そのイメージに沿った街づくりを進めることで、地域のポテンシャルを最大限に引き出す。

■ 北山地域のエリアイメージ

○ 感じる (文化)

人々が活発な交わりの中で心を遊ばせる空間 …………… 主として北山通に近い地域

○ 学ぶ (学術)

人々が知的な刺激の中で思索を深める空間 …………… 主として北山通から遠い地域

○ やすらぐ (環境)

人々が花と緑に抱かれて心を取り戻す空間 …………… 主として植物園地域

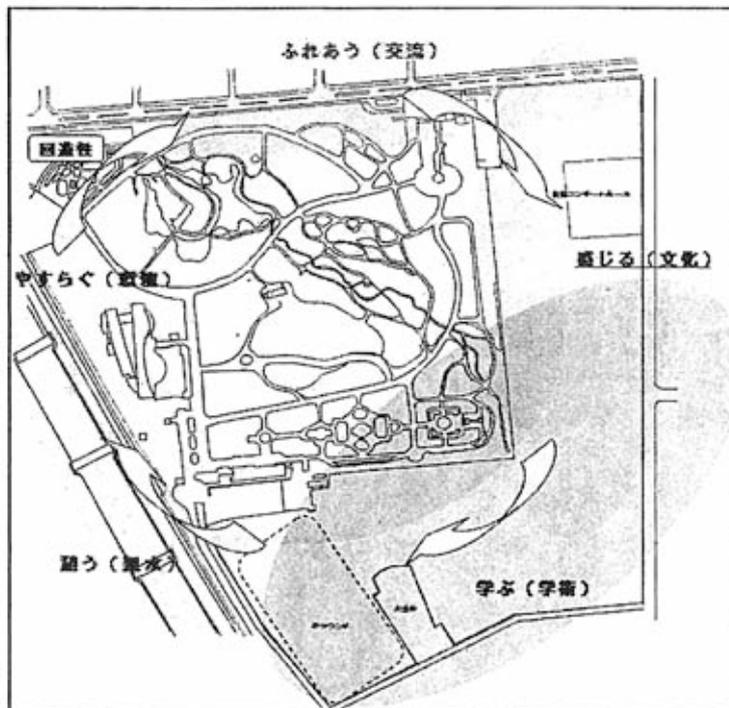
○ 憩う (親水)

人々が水の流れを前に心を休める空間 …………… 主として賀茂川沿い地域

○ ふれあう (交流)

人々がおしゃれな街並みの中でふれあいに心を弾ませる空間
…………… 主として北山通沿い地域

<エリアイメージ図>



北山整備検討報告書

■ エリアの機能

京都を世界に発信する

- 立地する各施設間の有機的連携により、京都の地にふさわしい特徴ある知識や知恵の集積を図り、普遍的な価値や文化・環境の時代に相応しい新しいライフスタイル等の発信拠点を目指す。

1 感じる(文化)エリア

- 現在、北山地域にない新たな文化施設の機能整備を図ることで、既存文化施設との相乗効果が期待できる。

⇒ 例えば、舞台芸術系（演劇・舞踊・ダンス等）、視覚芸術系（絵画・写真・工芸・華道・書道等）施設やアートパフォーマンス広場等が考えられる

※ 近隣地域の既存施設

- ・ 音響芸術（コンサートホール）
- ・ 造形芸術（陶板名画の庭、植物園、北山街建築物）
- ・ ファッション、食（北山街商店街）

2 感じる(文化)・学ぶ(学術)が重なりあうエリア

- 総合資料館と府立大学とが連携する新施設（IVで詳述）

⇒ 京都学センター・生涯学習の支援機能

⇒ 京都情報・歴史文化資料の提供・展示機能

新総合資料館、府立大学文学部研究室、府立大学附属図書館、ホール

3 学ぶ(学術)エリア

- 3大学連携拠点にふさわしい教養教育共同化施設の建設や学生の交流を深めるスポーツ施設等の整備

⇒ 京都工芸繊維大学を交えた連携であり、学生・教員の流れ（連携軸）に沿った位置とする。

- 北山地域にふさわしい農場・スポーツ施設の配置

- 老朽施設について北山地域にふさわしい景観・配置となるよう計画的な整備

- 「学ぶエリア」が人々に親しめるものとなるよう、府民連携機能や生涯学習機能、政策提案機能、府民サービス提供機能を備えた施設群を整備

4 やすらぐ(環境)エリア

- 他施設・エリアと接する面がより交流できるものとなるよう機能整備を行い、一層の連携を強化

- 北山地域内において非常に大きな面積を占めていることから、地域内の回遊性確保に配慮した動線整備

- 内容については、植物園整備計画検討委員会において整理（Vで詳述）

北山整備検討報告書

5 憩う(親水)エリア

- 北山地域内の回遊性と植物園との連続性の確保
- 特に植物園正門付近での連続性の確保を図るとともに、賀茂川左岸南側に設置されている地球温暖化対策に係るCOP3記念モニュメントをエントランス・シンボルと捉えた周辺整備

6 ふれあう(交流)エリア

- 北山通から、魅力あふれる植物園や文化・学術エリアに期待を持って向かうことができるエントランスの整備
- 北山通植物園側に、植物園の旬の魅力を伝えるショーテラス・ショーウィンドウを設置するなどによるふれあい空間の整備
- 「やすらく」、「憩う」、「ふれあう」エリアが重なる京都土木事務所については、この地域にふさわしいあり方を検討

IV 総合資料館と府立大学とが連携する新施設の整備の方向性等

- 新しい総合資料館については、「総合資料館基本構想」(以下、「基本構想」と略記。20年度、総合資料館基本構想検討委員会策定。)を基本に府立大学等との連携の格段の強化を図るとともに、「北山文化環境ゾーン整備推進」全体の観点から府立大学の施設の一部との合同整備を進める。

1 新施設の目的・性格

- 新施設(新しい総合資料館、府立大学文学部研究室・附属図書館などの新たな建物・設備全体をいう)は、京都の歴史・文化に関する資料を収集・保存・調査・研究するとともに、広く一般に提供し、その調査・研究や学びを支援し、国内外に情報を発信する拠点とする。

2 新総合資料館と府立大学との連携強化による新施設の新たな機能の発揮

- 総合資料館と府立大学の連携強化こそが「基本構想」で示された新施設の機能活性化の鍵であり、以下、その連携強化の具体化方を提示する。

(1)「国際京都学センター」を設置し、全国的・国際的交流と情報発信の拠点とする。

① 国際京都学センターの設置

新施設に、「国際京都学センター」(以下、センターと略記。)を設置する。

⇒ センターの基本的役割は、新資料館が収集・保存する豊かで質の高い京都関係資料等を駆使した京都の風土・歴史・文化等に関する高度な資料利用に対応し、高度な研究を推進、広く国内外にその成果・情報を発信し、府民のニーズに応え、その生活と文化の発展向上に寄与することにある。

北山整備検討報告書

② センターの主な二つの機能

(i) 高度な「京都学」の構築・研究推進のコーディネーター

- ・ 資料利用の高度化を進め、京都の風土・歴史・文化等に関する高度で革新的な総合的・学際的研究としての「京都学」研究を構築・推進するため、コーディネーターの役割を果たす。
- ⇒ この研究は、京都地域の「郷土研究」であるとともに、京都の持つ歴史的特性から当然のことながら「日本文化研究」ともなる。
- ⇒ 府民的意義と同時に全国的・国際的に大きな意義もつことから府民向けと同時に全国的・国際的にも積極的な交流と情報発信を展開する。

(ii) 京都研究の啓発・普及・支援活動の拠点

- ・ 豊かで質の高い京都に関する情報を、広く一般にわかりやすく提供し、京都に関する調査・研究や学習の啓発・普及・支援に努め、「京都発見」の旅の拠点とする。
- ⇒ 地域社会や関係機関と共同して文化的産業の開発・活性化に寄与する。

③ センター設置に不可欠な総合資料館と府立大学の合同整備

- ・ 収集・所蔵資料に関する専門的調査研究の蓄積と知識を持つ総合資料館と、文学部をはじめ京都の歴史・文化はもちろん、自然・社会・文化遺産等々について優れた知見と高度な研究能力を有する府立大学全体との連携の格段の強化によって、センターの設置ははじめて実現可能となる。
- とりわけ、府立大学文学部との直接的な連携強化は不可欠である。

④ センター施設の整備方向

- ・ 施設は、センターの機能が十分に可能となるよう、京都学のコーディネーター、京都研究の啓発・普及・支援活動を担う拠点等を備える必要がある。
- ・ なお、センター機能を十分に発揮させるため、新総合資料館・府立大学文学部研究室・府立大学附属図書館の機能が一つの建物内に整備され、必要な共同研究室やホール及び学術研究団体や府民・来館者が自由に利活用できる空間などが整備されることが望まれる。

(2) 連携強化による他の新たな機能の発揮（府民サービスの向上）

- ① 府立大学との連携強化により、双方の収集・所蔵資料等の一層広範で利便性に富んだ府民提供方策を開発する。
- ② より豊かで活用しやすい京都調査・研究等に関するレファレンスの積極的展開。
- ③ 府民との一層多様な研究・学習交流の場の提供。
- ④ 両機関の特性を活かした院生や学生対象の各種教育プログラムの共同開発とその社会人への提供。
- ⑤ これらをはじめ、両機関の連携による新事業の展開については、双方の独自性を踏まえつつ、創意に満ちた工夫を重ねることによって、府民サービスの一層の向上を目指して具体化する。

北山整備検討報告書

3 新総合資料館等の新たな機能の展開

(1) 新総合資料館

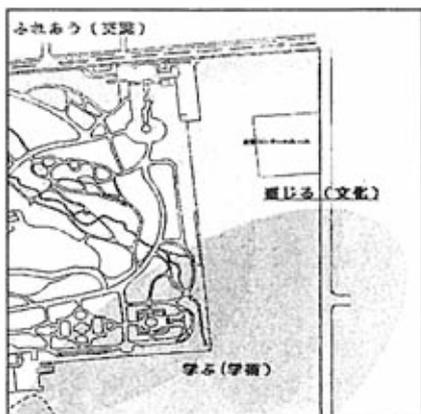
「基本構想」で提案された基本方向の具体化

- ① (i) 京都に関する資料の収集・保存と積極的活用
 - (ii) 公文書館機能の拡充
 - (iii) 研究・学習・教育支援とネットワーク機能の強化
 - (iv) 北山地域のなかの総合資料館
- という「基本構想」の基本方針と重点事項で提起された体制整備等諸課題の具体化を整合性をもって進める。
- ② 府立大学以外にも、「基本構想」でも掲げられている府立植物園などとの連携の具体化を重視する。
 - ③ 府立の図書館や郷土資料館をはじめ、府域の関係諸機関との連携の推進方策の具体化をし、可能な範囲から実施する。

(2) 府立大学文学部研究室及び同附属図書館

- 3機関の包括協定に基づき、共同企画による所蔵資料の展示や府民講座開催、施設・設備・資産等の共同利用や相互活用等、新総合資料館等との連携を強化する。

4 新施設の位置等



○ 以上のような施設の性格、機能を踏まえると、多くの人が気軽に集いやすい位置にあるとともに、学習や研究という知的でアカデミックな活動を担保する、知的な環境や雰囲気を用意する必要がある。

○ 具体的には、北山地域のエリアイメージとしては「感じる(文化)」と「学ぶ(学習)」がオーバーラップしているあたり、また、新施設の機能面からは、京都学の振興を大きな目標としている府立大学エリアにもかかる位置あたりがイメージされる。

- 建物は街づくりのコンセプトに沿った外観・規模とし、備える機能は府民サービス及び利活用実態の視点から十分な検討が必要である。

5 新施設の名称

- 新総合資料館・府立大学文学部研究室・府立大学附属図書館を合同整備する新施設について、統一的な名称を付す必要がある。
- また、新総合資料館については、親しみやすく、機能をわかりやすく表すような名称についての検討が必要である。

北山整備検討報告書

V 府立植物園の整備の方向性等

○ 府立植物園については、平成19年策定の「府立植物園の未来図」夢プランを踏まえ、府立植物園施設整備計画検討委員会において施設整備計画が検討されている。

当委員会では、この検討状況を踏まえつつ、北山地域全体の観点や府立総合資料館や府立大学等との一層の連携強化の観点を加えたものをもって、本委員会での方向性とする。

1 施設の目的・性格

○ 人々が花と緑に抱かれて心を取り戻す、そうした安らぎの空間に一人でも多くの府民・人々に足を運んで頂くため、日本一おもしろく、心やすらぐ植物園を目指す。

*おもしろい：心ひかれる、興味深い、楽しい

2 施設の機能

○ 生きた植物の博物館としての機能を充実させ、府民・人々が興味を持ち関心を高め、何度でも行きたくなるようなワクワクする展示や品揃えをし、知識を提供する。

○ 府立大学の学生や院生の教育・研究フィールドとして活用するなどの機能連携を進める。

(1) 心をひかれる機能

○ 「見てもらって、分かってもらってなんぼ」であって、思わず入りたくなる施設や興味をいさぐ展示方法などの工夫により、植物園に興味や期待感をもってもらえるような施設整備を行う。

- ・ 北山地域全体との関係では、正門、北山門に加え地域内の回遊性の確保の観点から文化や学術エリアとの往来が可能となるエントランスの整備が必要であるとともに、賀茂川との円滑な接続が可能となる施設整備
- ・ 見ごろの植物やイベントなど、植物園の魅力を外側に伝えるショーテラスやショーウィンドウのスペースを設けるとともに、周囲全体にわたる垣根・植え込みが神秘性のバールとして、壁と感じさせないインターフェースとなるよう整備

(2) 目をみはる機能

○ 植物園の使命である「生きた植物を生かしたまま後世に伝え残し続ける」とともに成果を府民に還元するため、その多様性を展示し鑑賞してもらう「多様な生きたほんまもの植物展示」やそれを支える「技の継承」ができる体制・施設整備を行う。

- ・ 北山地域全体との関係では、地域内の回遊性を生む植物殿堂館や展示・相談施設を整備

(3) 心やすらぐ機能

○ 洛中において、安心してのびのび過ごせ、緑に心を浸し日常を忘れることができる現代人のこころのオアシスとなるよう、又、心豊かに京都の文化や古典に思いを馳せることのできる施設整備を行う。

- ・ 北山地域全体との関係では、地域内の回遊性を生む文豪・川端康成ゆかりの『古都』の並木道やすらぎスポットの整備

北山整備検討報告書

Ⅵ. その他検討を要する課題

本件の基本的な「街区構想」を更に具体化し、将来的な建物配置・動線・人の流れや、今回具体的に検討した新総合資料館、植物園以外の施設整備等について検討する、整備委員会を継続して設置する。

本件の街づくりの考え方に沿って具体化した構想を、円滑に推進するための「推進委員会」を設置する。

大規模な面的ハード整備を伴うものであり、「街」という概念から、広く民間のノウハウや資本等の活用による整備についても検討する必要がある。

以 上

北山整備検討報告書

◇ 北山文化環境ゾーン整備推進委員会委員

(委員は50音順)

氏 名	現 職 名
白幡 洋三郎	国際日本文化研究センター副所長 (委員長)
東 昌司	(財)京都府立植物園協会副会長
有賀 美砂	(株)京都新聞社論説委員
井口 和起	京都府立総合資料館館長
北沢 猛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
公文 俊一	北山街協同組合理事長
竹葉 剛	京都府立大学学長
中川 大	京都大学大学院工学研究科教授
中野 淑夫	公認会計士
松谷 茂	京都府立植物園園長

◇ 検討経過

	開催年月日	主な検討内容等
第1回	平成21年4月24日(金)	・委員会の設置 ・ゾーンの現状確認 ・街づくりコンセプトの共有
第2回	平成21年5月22日(金)	・ゾーンのエリア構成 ・新総合資料館の整備の方向性
第3回	平成21年6月19日(金)	・新総合資料館の機能と位置等 ・新総合資料館と府立大学の連携等
第4回	平成21年7月17日(金)	・検討報告(案)
第5回	平成21年10月1日(木)	・報告書とりまとめ

北山文化環境ゾーン整備推進委員会で提案された『街区構想』に基づき、京都府文化環境部が平成22年5月にその検討状況について公表した。その内容は以下となる。

「北山文化環境ゾーン整備委員会」における検討状況について

平成22年 5月
文化環境部

I 経 過

『北山文化環境ゾーン整備推進委員会』(21.4.24設置)で提案された『街区構想』(21.10.5報告)に基づき、府立総合資料館と府立大学とが連携する新施設(以下、「新資料館」という。)並びに府立大学、府立医科大学及び京都工芸繊維大学の教養教育を共同化する施設(以下「3大学教養棟」という。)の機能と位置及びこれに必要な関係エリアにおける機能配置等を検討

II 施設の機能等

<新資料館>

○ 北山地域が、文化・環境・学術の交流・発信拠点となるように、京都の歴史・文化に関する資料を収集・保存・調査・

研究し国内外に情報を発信する施設を整備

【機能等】

- ▷「国際京都センター」を設置による、全国的・国際交流と情報発信
 - ・京都に係る「知」の更なる深化（共同研究の推進）
 - ・京都しらべ環境の充実・強化
 - ・「知」の府民への還元など
- ▷総合資料館の充実（京都に関する資料の収集・保存と提供や、研究・学習・教育支援、公文書館機能）
- ▷府立大学文学部との機能連携（研究室等）
- ▷府立大学付属図書館との機能連携（資料館と大学図書館の閲覧提供のワンフロア化）
- ▷相互の連携強化による京都文化等の更なる発展に向けた機能の発揮（府民サービスの向上）
 - ・府民利用期間・時間の拡大、閲覧の一体化
 - ・研究、学習、教育支援の強化 など

<3大学教養棟>

○京都府立医科大学、京都府立大学、京都工芸繊維大学の学生の教養カリキュラムの共同化により、学生の多様な関心・教育要求にこたえるとともに、相互の学生交流を通じた全人教育を展開するため、3大学の教養教育を共同化し、必要な施設を整備

【機能等】

- ▷教養教育共同化施設の機能
 - ・教養教育の実施、3大学教養教育共同カリキュラムの開講
 - ・3大学連携研究・ゼミ等の実施、学生等の交流 など

<共通事項>

- 講義利用のない時間帯での空き室の相互利用・効率化
- 学会の誘致・開催による北山地域における京都学等の学術発信拠点としての地位向上

Ⅲ 施設の位置

○位置の考え方

『北山地域エリアイメージの、「感じる（文化）」と「学ぶ（学術）」がオーバーラップしているあたり、また、京都学振興を大きな目標としている府立大学エリアにもかかる位置』とする。（「街区構想」による）

Ⅳ 関係エリア間全般の配慮事項

1 文化と環境に包まれた

- ▷京都らしい文化的な要素を織込み、小規模な文化活動を積極的に支援
- ▷環境やひとにやさしい空間、バリアフリー、ユニバーサルデザイン

2 やすらぎのなかで

- ▷圧迫感を与えるような建物を避け、道路からの視覚的な抜け、建物間の見通しを重視
- ▷町の喧噪や日常を忘れる街並み

3 交流のなかで

- ▷3大学の交流・連携の促進
- ▷自然の通風や採光を最大限に取り入れ、人が憩うオープンなスペース

4 解放感あふれる

- ▷加茂川と植物園の接点を増やした広域ネットワーク
- ▷植物園の緑を周囲に拡張し、人の移動を促進

5 歩いてまわりたくなる

- ▷安心して歩ける道、回遊したくなる道、エリアに人を呼び込む動線としての街路整備
- ▷再び足を運びたくなる名所としての並木道（プロムナード）

また、北山文化環境ゾーン未来図. 北区文化環境ゾーン整備イメージは以下のようになっている。

【図表3.1】北山ゾーンのイメージ図



北山文化環境ゾーン整備事業は京都府の事業であり、今回の報告書では事業全体について意見を述べる立場にないが、大学と関連する部分としては新総合資料館の整備と教養教育共同化施設整備の2点となる。新総合資料館については文化環境総務課が平成22年度6月補正予算で同整備の基本・実施設計の実施のために487百万円を支出し、平成23年度当初予算として施設建設に向けた埋蔵文化財調査等の費用として137百万円計上している。また教養教育共同化施設については府大学振興課が同様に平成22年6月補正予算で140百万円と平成23年当初予算で236百万円計上している。

3.2 教養教育共同化施設整備

3.2.1 概要

教養教育共同化施設（以下「教養棟」という。）は府立医科大学、府立大学及び国立大学である京都工芸繊維大学（以下「工芸繊維大学」という。下記【参考】参照）の学生の教養カリキュラムの共同化により学生の多様な関心、教育要求に応えるとともに、相互の学生交流を通じた全人教育を展開するため、3大学の教養教育を共同化し、必要な施設を整備しようとするものである。教養棟の設備により、講義利用のない時間帯での空き室の相互利用・効率化や学芸の誘致開催による北山地域における京都学等の学術発信拠点としての地位向上が見込まれるとしている。

京都府、京都府公立大学法人、府立医科大学、府立大学、工芸繊維大学は平成23年1月に「京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学との間における教養教育の共同化及び施設利用の推進に関する覚書」を締結し、北山文化環境ゾーンに新たに建設される教養教育共同化施設において、3大学は共同して教養教育を行うこと等を定めている。

【参考】京都工芸繊維大学概要

大学設置	1949年
創立	1899年
学校種別	国立
設置者	国立大学法人京都工芸繊維大学
本部所在地	京都市左京区松ヶ崎橋上町
キャンパス	松ヶ崎（京都市左京区） 嵯峨（京都市右京区）
学部	工芸科学部
研究科	工芸科学研究科
特色	工芸科学部1学部で構成される工科大学で、バイオ、材料、情報、環境などの先端科学技術分野から造

形・デザインまでの幅広い分野において、ものづくりを基盤とした「実学」を目指した個性ある教育研究を行っている。

3.2.2 教養教育共同化の個別検討

(1) 経過及び取組状況

- ・平成17年 9月 府立医科大学、府立大学、工芸繊維大学の3大学で教養教育共同化の考え方（中間まとめ）を取りまとめ
- ・平成18年10月 3大学の連携に関する包括協定締結
- ・平成19年度～ 教養教育の単位互換の実施（平成23年度42科目）
- ・平成21年度～ 府立医科大学医学科で単位互換科目を卒業単位認定
夏期休暇中に3大学で合同授業を実施
- ・平成22年度～ 3大学の授業時間の統一
府立医科大学医学科に5時限目創設
- * 卒業単位認定、授業時間の統一等ソフト面での条件が整備された
- ・平成23年度 教養教育部会企画委員会で制度設計を検討
教養教育共同化施設の設計協議 等

教養教育共同化については、平成17年にまとめられた3大学連携推進協議会教養教育共同化の考え方（中間まとめ）を基本方向として、歴史や特色、専門分野の異なる3大学がそれぞれのカリキュラム、時間設定で教育研究を行っている中で、大学間の調整に取り組んできており、ようやく具体的な取り組みに入る段階である。

上記（中間まとめ）においては共同化の原則として次のように示されている。

- ① 各大学が責任ある体制のもとで教養教育を構築し、そのうえで3大学にとってメリットのあるものについて共同化をはかる。
- ② 共同化は、共通の場所で共通の時間帯を設定し、共通のカリキュラムを3大学共同で開講し、3大学の学生が集まって受講するものとする。
- ③ 共同化の対象は、原則としてリベラルアーツ・講義科目とする。
- ④ 共同化は、3大学の教養教育の特色と規模に応じて科目を比較検討し、カリキュラムを編成するものとする。

教養教育共同化施設はこれらの原則を踏まえ、地理的に離れた3大学が共通の場所で共通の時間帯、共通のカリキュラムで3大学の学生が集まって受講するための施設と位置付けられ整備が進められている。

(2) 共同化の効果について

京都府公立大学法人では、教養教育は学生に対する全人的な教育、多面的な発想の育成などの面から重要視されるようになってきているが、3大学による教養教育の共同化により、専門分野の異なる教員集団が協力し合うことにより、1つの大学では対応困難な、

- ・学生の多様な関心・学習要求に応える豊富なメニューの教養教育科目群の提供
- ・異分野間の学生・教員の交流の促進

が可能となり豊かな人間性の涵養や学術・教育の推進を図ることができる。

また、重複科目の統廃合を行うことにより、一定のコスト削減効果も期待できるとしている。

教養教育科目については上記の通り、平成19年度から、3大学が連携して単位互換を実施しており、平成19年度からの単位互換の状況は以下となる。

【図表3.2.1-1】各大学提供科目数及び受験者数：3大学合計

年度	科目数	受講者
平成19年度	19	35
平成20年度	10	12
平成21年度	4	9
平成22年度	8	10
平成23年度	8	8

【図表3.2.1-2】各大学連携開講科目：生命科学講話夏期集中

年度	工芸繊維大学	府立医大	府立大学
平成21年度	3	43	106
平成22年度	0	98	192
平成23年度	1	76	181

上記の実績より判断すると現状の教養教育科目の単位互換はあまり機能していないように思われる。特に、府立医科大学については、医学という特殊性より他の大学の教養科目を受講する学生はほとんどいない。

(3) 共同化カリキュラム編成検討状況について

カリキュラムの具体的な検討を進めるため、平成23年2月に教養教育部企画委員会を設置し、次の条件による共同化科目を検討中である。

- ・学生の選択し易さと府立医科大学、工芸繊維大学の移動時間の削減を考慮し、特定の曜日に共同化科目を集中的に実施→月曜日の午後、全ての共同講義室（9講義室）で開講と想定（各大学では同時間帯に教養科目は実施しない。）
- 【想定科目数】10講義室×3時限×前・後期＝60科目＊
- （＊前・後期に異なる科目を開講した場合。）
- ・それぞれの大学で特色のある科目を中心に共同化科目を設定。当面半期の30科目を各大学生数按分により設定（府立大学10科目、工芸繊維大学15科目、府立医科大学5科目）
- ・現在実施している単位互換科目の共同化科目への移行や京都に関する歴史、社会、文化等の「京都学」講座を新たに開講し、魅力ある共同化科目とする。

新築を計画している教養棟は鉄筋コンクリート地上3階の構造で約9,100㎡の規模であり、9室の共同講義室を予定している。カリキュラムとしては教養棟の9室と府立医大の1室を用い10講義を開講しようと検討されている。上記の通り前・後期合計60科目の教養教育を行おうとするものである。

3大学で共同開講する共同化科目は学生の選択し易さと府立医科大学、工芸繊維大学の移動時間の削減を考慮し、月曜日の午後に集中的に実施しようとしている。現時点では月曜日の午後以外の時間は9室の共同講義室を、3大学の単位互換科目や府立大学の教養教育科目の講義に使用する予定とのことであるが、個別具体のカリキュラム等の計画は明確になっていない。

新教養棟の利用計画について、「中間まとめ」に示された共同化の考え方に従い、学生が横断的に幅広く科目選択ができるよう科目を開講し、学生の多様な関心と教育要求に応え、総合的に物事を観察し、的確に判断できる能力と豊かな人間性を育むという3大学教養教育共同化の視点を目標として、平成26年4月の開設に向けて早急に具体化していくことが必要である。

また、併せて、府立大学において教養教育に使用していた既存の校舎の活用方針や府立医科大学の教養課程を行っている花園キャンパスの今後の方向性（廃止を含む）等も具体的に検討されていくべきものとする。

(4) 施設管理・運営面での課題

教養教育の共同化カリキュラム編成や共同化施設のソフト・ハード面の運営などを中心に、下記の事項を京都府、大学法人、3大学で検討中である。

- ・3大学共同カリキュラム編成・登録の事務体制
- ・施設管理等（グラウンドの共同利用化、セキュリティ管理、産業医の配置、工芸繊維大学の移動手段の確保など）
- ・施設のランニングコスト負担方法

これらについても、現状においては施設のランニングコストの負担方法が具体的に検討できてない。教養棟については工芸繊維大学と3大学で連携するのであるから、教養棟建築前に工芸繊維大学にその建築費やランニングコストをどの程度負担いただくのか取り決めがなされてから建設されるべきものとするが、具体的な費用負担が明確になっていない。

「共同化施設の建設費は、京都府が負担するという前提でこれまでから進められてきた経緯があり、施設のランニングコストについては、国立大学法人（工芸繊維大学）、京都府、京都府公立大学法人が今後の負担割合などの調整を行う予定」とのことであるが、考え方によっては工芸繊維大学に依頼する費用負担が多ければ、その調整に時間を要する可能性もあると思われる。合理的な費用の按分基準を検討し、早急に費用負担額を明確にしておく必要がある。

(5) 課題

現状、府立大学下鴨キャンパスは全体的に建物の老朽化が進んでおり、耐震上も十分とは言えない。そのような状況で、現状の建物のメンテナンスや耐震補強も必要であろうと考える。現在「基本構想委員会」を立ち上げ、今後10年程度を見越した基本構想を検討しているところのことであるが、やはり、新教養棟の活用も含め府立大学としてどのように校舎を活用していくのかの方針を早急に策定し実行していく必要があると考える。また、府立医科大学の教養課程を行っている花園キャンパスについても、建物も老朽化しており、今後の方向性を明確にする必要がある。

3大学が連携して、教養教育を共同化することについて何ら異議は無い。ただ、繰り返しになるが、府立大学、府立医科大学ともに新教養棟のより具体的な利用計画や既存建物の有効利用の方針を早急に検討する必要があると考える。

また、工芸繊維大学も含めた各大学のコスト負担等につき、具体的な金額も含め明確にし早急に合意しておく等、施設完成後の管理運営にも備える必要がある。

3.3 府立総合資料館と府立大学とが連携する新施設

3.3.1 概要

府立総合資料館と府立大学が連携する新施設（以下「新資料館」という。）は北山地区が文化・環境・学術の交流・発信拠点となるように京都の歴史・文化に関する資料を収集・保有、調査、研究し、国内外に情報を発信する施設として整備しようとするものである。

新資料館は、京都府が京都に関する資料を収集・保存・提供する拠点として設置を検討しているものである。その一環として、府立大学文学部と府立大学図書館の機能連携を図ろうとするものであり、京都府公立大学法人が主体となって実施していく事業ではない。新資料館の整備については監査対象外と考えられるため詳細検討は省略している。

3.3.2 課題

府立大学としては、新設される新資料館に府立大学文学部及び大学図書館を移設する計画になっているが、京都府との間でその場合のランニングコストその他の費用負担についての取り決めがなされていない。

府立大学としては、当然に文学部及び図書館の移設費用を要するであろうし、また、府立総合資料館と大学図書館の閲覧提供のワンフロア化を図ろうとすれば、それに伴うコストも要する。事前に京都府との間で費用負担について明確にしておく必要がある。

4 授業料等について

4.1 授業料、聴講料、入学考査料及び入学料（以下「授業料等」という。）について

4.1.1 概要

京都府公立大学法人が設置する大学における授業料等については以下となっている。

【図表4.1.1】 授業料等①

学校別	区 分	授 業 料	聴 講 料	入学考査料	入 学 料
京 都 府 立 医 科 大 学	学 部 学 生 (医 学 科)	年額 535,800円	—	17,000円	府内 282,000円 府外 493,000円
	学 部 学 生 (看 護 学 科)	年額 535,800円	—	17,000円	府内 169,200円 府外 282,000円
	大 学 院 学 生	年額 535,800円	—	30,000円	282,000円
	特 別 研 究 学 生	月額 29,700円	—	—	—
	研 究 生	年額 356,400円	—	—	—
	特 別 聴 講 学 生	—	1単位 14,800円	—	—

【図表4.1.1-2】授業料等②

学校別	区 分	授 業 料	聴 講 料	入学審査料	入学料
京 都 府 立 大 学	学 部 学 生	年額 535,800円	—	17,000円	府内 169,200円 府外 282,000円
	大 学 院 学 生	年額 535,800円	—	30,000円	282,000円
	特 別 研 究 学 生	月額 29,700円	—	—	—
	研 究 生	月額 356,400円	—	—	—
	特 別 聴 講 学 生	—	1単位 14,800円	—	—
	科 目 等 履 修 生	—	1単位 14,800円	9,800円	28,200円

ただし、京都府の府立大学として、入学前1箇年以来引き続き府の区域内に住所を有する者の入学料は、府立医科大学医学部医学科に入学する場合にあっては282,000円、府立医科大学医学部看護学科及び府立大学に入学する場合にあっては169,200円となっている。

4.1.2 授業料の納入期限等

授業料は次の表に掲げる2期又は3期の区分により、当該各期の授業開始の日の属する月の末日（新入生に係る前期又は第1学期分は5月末日）までに、研究生の授業料については年額の2分の1の額を研究開始の日から、残りの額を研究開始の日から6月経過した後の最初の月の初日から、特別聴講学生及び科目等履修生の授業料等については授業開始の日から、それぞれ15日以内に納付しなければならないことになっている。

【図表4.1.2】授業料の納付区分

区 分	区 分	前 期		後 期
京 都 府 立 大 学	学部	267,900円		267,900円
	大学院	267,900円		267,900円
京 都 府 立 医 科 大 学	学部(看護学科)	267,900円		267,900円
	学部(保健看護研究科)	267,900円		267,900円
京 都 府 立 医 科 大 学	区分	第1学期	第2学期	第3学期
	学部(医学科)	178,600円	178,600円	178,600円
	大学院(医学研究科)	178,600円	178,600円	178,600円

なお、理事長は、学資困難その他特別の事情があると認めたと者に対し、大学の授業料について分割して納付させ、若しくは徴収を猶予し、又は減免することができる。

4.1.3 授業料等の設定について

従前、府立医科大学及び府立大学の授業料等は国立大学の授業料等と同額に設定されていた。法人化前においては、国立大学の授業料等が改訂になれば、府立医科大学・府立大学の授業料等は1年遅れで改訂されてきた。法人化後もそれと同様に改定を検討されている。授業料等の金額は、公立大学法人が意思決定を行なうことができるが、京都府議会で料金の上限認可の承認を受けなければならない。

入学料については前記の通り、京都府の府立大学であるため、入学年度の前年度4月1日以前から引続き1箇年以上京都府内に生活の本拠を置き、現に居住しており、住民票又は登録原票記載事項証明書で証明可能な者は、通常の約6割に設定されている。公立大学協会加盟81校のうち、住居地により一般的な学部生と入学料の差を設けていない大学は4校であり、他の大学は公立大学の地域貢献という観点から、県内者、県外者で差を設けている。

4.1.4 私立大学との比較

公立大学の授業料等を私立大学並みに設定することが妥当とは考えていないが、仮に私立大学並みの学費にした場合の収入額試算は以下となる。なお、府立大学と比較する私学平均は京都市内私立大学の平均を、府立医科大学と比較する私学平均は、全国の医科系大学及び総合大学医学部の学納金等の平均を取っている。

【図表4.1.4】 授業料等の私立大学との比較

私立大学並み学費による収入額試算

(単位：千円)

		22実績	私学平均	差額
		A	B	B-A
府立大学	授業料 収入額 ①	1,046,258	1,924,655	878,397
	減免後授業料 ②	69,654	125,563	55,909
	授業料による資産購入額 ③	34,064	34,064	0
	収益化額 ①+②-③	1,081,847	2,016,154	934,307
	入 学 料	141,761	147,495	5,734
計		1,223,608	2,163,649	940,041

府立医科大学	授業料 収入額 ①	635,494	4,965,324	4,329,830
	減免後授業料 ②	31,189	247,339	216,150
	授業料による資産購入額 ③	10,730	10,730	0
	収益化額 ①+②-③	655,953	5,201,933	4,545,980
	入 学 料	85,274	258,826	173,552
計		741,227	5,460,759	4,719,532

4.1.5 授業料の徴収について

授業料については、未払の場合は除籍処分となるため、平成22年度末現在で回収が滞留しているものはない。京都府公立大学法人では授業料の自動引落が進められており適時の債権回収及び徴収コストの削減という意味で有効と考えられ、一段の推進が期待される。

4.1.6 検討

(1) 府立医科大学、府立大学ともに、一般的な学部生の入学料を国立大学のそれと同額に設定しているが、換言すれば、京都府内在住者については国立大学より低い入学料しか負担していないことになる。これら京都府内在住者について国立大学と同様の入学料を適用し、京都府外の者についてはそれ以上に設定すれば良いのではないだろうか。

それ以上に設定するといえども、私立大学の入学料よりは相当低くなるであろうから、京都府の財政負担を軽減し、京都府民にとっても国立大学並の授業料等で教育を受けられれば良いのではないかと考える。ちなみに国立大学の入学料を区域内者の入学料に適用し、区域外者については、その金額を基準により高めにしている大学は81公立大学のうちに35大学ある。入学料について検討の余地があると考ええる。

(2) 授業料の徴収は前記の通り学期を基準に定められているため、府立大学及び府立医科大学の看護学科は前期・後期の年2回で徴収されているが、府立医科大学の医学科は第1学期・第2学期・第3学期の年3回で徴収される。学生が休学する場合には、全日休学となる学期については授業料が免除されるため、授業料の設定を踏まえた学期制と授業料徴収はリンクさせることが適当とのことであるが、学生が休学する場合はレアケースと考えられ、授業料等の徴収について各学期とリンクする積極的な理由は認められない。事務の効率化を図る観点より、京都府公立大学法人の徴収手続の一元化を図り、府立医科大学医学科も他の学部と同様に年2回の徴収方法を採用することを検討すべきと考える。

4.2 授業料の減免について

4.2.1 概要

授業料等の減免等についての取扱要綱（以下「減免要綱」という。）が定められており、授業料その他の費用の減免及び徴収猶予の対象者は、京都府公立大学法人が設置する大学に在籍する学部学生及び大学院学生その他の理事長が特に必要と認める者で、成績が良好と認められる者が原則として次のいずれかに該当する場合となっている。

- ・学資負担者が生活保護法による生活扶助を受けている者かこれに準ずる生活困窮者である場合
- ・学資負担者が授業料の納付期限の前1年以内において死亡、疾病、生業不振等又は風水害等の災害により授業料の負担が著しく困難な状況にある場合

減免する授業料の額は授業料の全部又は半額である。授業料の減免を受けようとする者は授業開始後15日以内までに授業料減免申請書により理事長に申請することとなる。

減免要綱に基づき学生に対する授業料の減免に関する事務処理基準が定められており、個々具体的な手続は当該事務処理基準によっている。上記「これに準ずる生活困窮者」とは、学資負担者の属する世帯の1年間の総所得額から、日本学生支援機構の定める大学第一種奨学生推薦、選考に係る特別控除額及び申請者の父母以外の者で所得を得ている者の所得額を控除し、これを世帯人員で除した額が地方税法第295条第3項の規定により京都府公立大学法人所在地の市町村の条例で定める金額又は生活保護法による生活扶助基準の一人当りの基準額以下である場合とされており、この場合において申請者の2親等以内の親族の所得額又は学資負担者の属する世帯の資産状況を考慮するものとし、また、総所得金額の算定に当たっては、日本学生支援機構の定める大学第一種奨学生推薦、選考に係る算定方法を準用している。

4.2.2 授業料免除の状況

府立医科大学と府立大学の平成20年度から平成22年度の減免実績は以下となる。

【図表4.2.2-1】 授業料減免の実績①

府立医科大学 授業料減免年度別推移状況

(単位：人、円)

		免除件数 (A)	免除総額 (B)	授業料総額 (C)	学生数(D)	免除率	
						对学生数 (A)/(D)	対授業料額 (B)/(C)
20	医学科	9	4,554,300	328,445,400	613	1.47%	1.39%
	看護学科	10	4,822,200	182,172,000	340	2.94%	2.65%
	大学院	3	1,607,400	144,666,000	270	1.11%	1.11%
	計	22	10,983,900	655,283,400	1,223	1.78%	1.66%
21	医学科	12	5,893,800	332,731,800	621	1.93%	1.77%
	看護学科	16	6,697,500	185,922,600	347	4.61%	3.60%
	大学院	2	1,071,600	140,379,600	262	0.76%	0.76%
	計	30	13,662,900	659,034,000	1,230	2.44%	2.07%
22	医学科	16	8,304,900	339,697,200	634	2.52%	2.44%
	看護学科	17	7,501,200	183,779,400	343	4.96%	4.08%
	大学院	1	267,900	132,878,400	248	0.40%	0.20%
	計	34	16,074,000	656,355,000	1,225	2.78%	2.45%

* 留学生を除く

【図表4. 2. 2-2】 授業料減免の実績②

府立大学 授業料減免年度別推移状況

(単位：人、円)

		免除件数 (A)	免除総額 (B)	授業料総額 (C)	学生数 (D)	免除率	
						对学生数 (A)/(D)	対授業料額 (B) / (C)
20	学部生	76	36,300,450	937,650,000	1,750	4.34%	3.87%
	院生	31	15,538,200	173,599,200	324	9.57%	8.95%
	計	107	51,838,650	1,111,249,200	2,074	5.16%	4.66%
21	学部生	90	42,462,150	941,400,600	1,757	5.12%	4.51%
	院生	26	12,725,250	169,848,600	317	8.20%	7.49%
	計	116	55,187,400	1,111,249,200	2,074	5.59%	4.97%
22	学部生	107	54,115,800	964,975,800	1,801	5.94%	5.61%
	院生	34	15,538,200	168,241,200	314	10.83%	9.24%
	計	141	69,654,000	1,133,217,000	2,115	6.67%	6.15%

府立医科大学に比べ、府立大学の免除率が高いことがわかる。他大学の免除率は把握していないとのことで、府立大学の免除率の妥当性を詳細には検討できていないが、免除率が高すぎるということはないと思われる。

4. 2. 3 減免者の資産状況

前記の通り、授業料等の減免に関する事務処理基準の生計基準において、生活保護法の適用を受けている者以外のこれに準ずる生活困窮者の判定において、学資負担者の属する世帯の資産状況を考慮するものとしている。授業料減免の申請手続における提出書類において、土地及び家屋の固定資産評価証明書を要求しており、また、授業料減免申請書においても資産状況として預貯金、有価証券、宅地、家屋、山林、農地の記載欄がある。しかし、減免審査調書においては資産状況は考慮されていない。これは実務上実際の資産状況を正しく把握することが困難であることによる。

事務処理基準において資産状況を考慮するとしている以上、世帯の資産状況を正確に把握し減免の適否にどのように反映させるのかの客観的なルールを取り決める必要があると考える。実際問題として資産状況を正確に把握することが困難であるのであれば、事務処理基準における定めを見直し、資産状況にかかわらず、その時点の所得基準で画一的に処理する方が合理的とも思われる。生計基準の再検討が望まれる。

4. 2. 4 減免する必要がなくなった場合

授業料の減免決定は年度単位で行なわれるが、決定後であっても、減免する必要がなくなったと認められるときは、決定事項を取り消すことがある。従って、前期では減免を受けたが、世帯所得の増加等の要因により後期では減免が受けられないようなケースがある。所得状況に変化があった場合は減免者自らが申請し減免取消を受けるということになる。

授業料の減免につき、申請承認後所得の増加等があった場合、学生より申請がなければ、そのまま以後の学期分についても減免され続ける可能性があると思われる。少なくとも翌年に減免申請しなかった学生や、減免申請はあったが不可となった学生については、前年中に所得状況の変化があったと推測されるため、何らかの手続きは必要と考える。当件について京都府公立大学法人では「減免審査については、公的な所得証明に基づき年間所得を認定して審査している。質問の趣旨によれば、年単位より更に細分化した単位での所得の確認が必要になるが、確定申告等の他制度においても

年間所得を対象にされていることから、公的な証明に基づく細分化した単位での所得の増加の認定は学生本人から申請のある場合を除き、困難であると考え。なお、減免決定の1年後まで減免決定が実質的に確定していないこととなると、学生の経済的立場を不安定にするおそれがあると考え」とのことであった。

世帯主が失業した場合などは公的証明によらず、年度所得を推計し減免を適用するケースもあり必ずしも公的な証明に基づいているとは言えないと思われ、やはり、学生本人からの申請にすべて依拠することは適切ではないと考える。例えば、後期の授業開始時に減免対象者から所得状況等に変化がない旨の報告書等を提出させるなどの手続きが必要ではないだろうか。「減免する必要がなくなると認められるとき」をどのように検討するのかの手続を明確にすることが望まれる。

5 人件費、給与制度及び人事評価について

5.1 概要

京都府公立大学法人化後、教員、医療技術及び現業部門の人員については京都府から法人に転籍することとなったが、事務及び技術部門の人員については、設置者である京都府の意向を法人の運営に反映させるという名目のもと、転籍ではなく派遣（一般企業で言うところの出向形態）という形態をとっている。

法人の給与水準、労働条件等については、法人化前の京都府の水準を保つとされており、公立大学法人教職員給与規程は、京都府の給与規程と同じ内容で制定されている。

中期目標及び中期計画に掲げている、人事及び人事評価に係る法人独自の制度は、いまだ制定されておらず、途上にある。事務職員の独自採用等、専門職の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化も途上にある。

5.2 法人の人員の状況

5.2.1 京都府公立大学法人と京都府との関係

法人本部及び各大学事務局職員の大部分は、法人化前と同様、京都府からの派遣という形態をとっており、その人数は140名である。つまり、これらの職員は、法人職員の身分を持ちながら、京都府職員の身分も併有している。

大学の教員、医療技術及び現業部門の人員は、京都府から京都府公立大学法人に身分が承継され、京都府から分離されている。

身分の継承がされた大学教員職や医療技術職については、毎年、増員も含めて必要数を法人独自でプロパー採用しているが、法人本部や各大学事務局の事務部門の職員については、京都府からの派遣職員が大部分を占めており、現時点では病院部門における固有の事務職についてのみ法人独自でプロパー職員を採用しているにとどまっている。

今後は事務部門におけるプロパー職員の採用を拡大すべく、プロパー職員に行わせる職域の拡大を検討することが課題である。

地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第59号第2項の規定により、平成20年4月1日付けで京都府から京都府公立大学法人に承継する職員の給与及びその他の勤務条件については、退職まで「京都府職員の例による」ことを、京都府職員長と京都府職員労働組合委員長との間で確認書が交わされている。

5.2.2 教職員数

平成23年6月30日現在の教職員数は、下記のとおりである。

【図表5. 2-1】 京都府公立大学法人の教職員数

平成 23 年 6 月 30 日現在 (単位：人)

	事務・技術	教員	医療技術	現業	合計
法人本部	9 (うち大学職員との兼務 5)	0	0	0	9 (うち大学職員との兼務 5)
府立医科大学	102 (うち法人本部との兼務 31)	335	839	99	1,375 (うち法人本部との兼務 31)
府立大学	46 (うち法人本部との兼務 7)	148	1	21	216 (うち法人本部との兼務 7)
合計	157	483	840	120	1,600

府立医科大学の事務・技術職員102名には、法人化後、プロパー職員として採用された10名が含まれている。職員定数は基本的に法人に任されているが、運営費交付金の範囲内で人件費の支出が必要であるため、自ずと限界がある。また、派遣職員は京都府の人事の中で派遣されるので、増減は京都府の了解が必要となる。

5. 2. 3 教職員数の構成と学生との割合

(1) 府立大学

府立大学の事務局長、事務局管理課、事務局企画課、学生部学務課の職員は、京都府からの派遣及び法人の承継職員である。教員148人、職員68名、合計216名である。教員一人当たり学生数は、文学部14. 2人、公共政策学部17. 4人、生命環境学部9. 9人であり、比較的少人数であるといえる。

【図表5. 2-2】 教職員数 (府立大学)

教職員数 (平23. 4. 1)

区分 所属名	教 員					職員	計
	教授	准教授	講師	助教	小計		
事務局管理課	1 (学長)					26 (1)	27 (1)
事務局企画課						5	5
学生部学務課						18 (1)	18 (1)
文 学 部	17	13	3		33		33
公共政策学部	12	12	1		25		25
生命環境科学研究科	38	30	12	9	89		89
生命環境学部附属農場	(1)		(1)		(2)	(11)	(13)
生命環境学部附属演習林	(1)		(1)	(1)	(3)	4	4 (3)
附属図書館						4	4
精華キャンパス事務部						11	11
合 計	68 (2)	55	16 (2)	9 (1)	148 (5)	68 (13)	216 (18)

※ () は兼務職員数

【図表5. 2-3】 学生数（府立大学）

（平成 23 年 5 月 1 日現在）

学 部	学生数	教員数	教員一人当 たり学生数	大 学 院	学生数
文学部	468	33	14.2	文学・史学専攻	71
公共政策学部	435	25	17.4	公共政策学専攻	10
福祉社会学部	6			福祉社会学専攻	17
生命環境学部	884	89	9.9	応用生命科学専攻	147
人間環境学部	5			環境科学専攻	96
農学部	19			生物生産環境学専攻	1
合 計	1,817	147	12.4	合 計	341

(2) 府立医科大学

【図表5.2-4】 職員構成 (府立医科大学)

職員構成

(1)教職員現員表 (平成23. 4. 1現在)

(2) 職員所属別現員表 (平成23. 4. 1現在)

			(単位：人)		(単位：人)							
			現 員		職種 所属部課等	事務	技術	技能	労務	合計		
学	長		1									
教 員	(-大学院医学研究科 医学部医学科)	教 授	39		事 務 局	事務局長	1				1	
		准 教 授	46			課長	1				1	
		講 師	47			管 理 課	総務担当	5			1	6
		助 教	166				人事給与担当	5				5
		計	299				福利厚生担当	5			16	21
	医学部看護学科	教 授	8			計	16			17	33	
		准 教 授	7			経 理 課	会計担当	5		3		8
		講 師	9				調達担当	6				6
		助 教	10				計	11		3		14
		計	34			施 設 課	課長・参事		2			2
小 計	333		建設担当	1	2				3			
事 務	84		設備担当		3		16		19			
事 務	保 育 士	1		計	1	7	16		24			
	司 書	1		研究支援課(企画担当)	3				3			
	小 計	86		学 生 部	課長	1				1		
	建 築	3			学生課	大学院担当	4		3	7		
	電 気・電 子	2			大 学 科 担 当	3				3		
	機 械	2			看 護 科 担 当、入 試 担 当	4				4		
	薬 剂 師	32			計	12			3	15		
	診 療 放 射 線 技 師	34		教養教育事務室	2				2			
	臨 床 検 査 技 師	44		基礎教室		4		2	6			
	心 理 判 定 員	0		附属図書館	5				5			
精 神 保 健 福 祉 相 談 員	1		小 計	51	11	19	22	103				
栄 養 士	7		事 務 部	事務部長	1				1			
理 学 療 法 士	10			病 院 管 理 課	課長・参事	2				2		
作 業 療 法 士	6				総務調整担当	4				4		
言 語 聴 覚 士	1				管理担当	4			20	24		
歯 科 衛 生 士	2			病 院 経 営 企 画 室	病院経営 病院企画担当	4				4		
歯 科 技 工 士	2				企 画 室 電 算 担 当	5				5		
視 能 訓 練 士	5			計	19			20	39			
(准) 看 護 師	690			医 事 収 納 課	課長	1				1		
臨 床 工 学 技 士	7				収入担当	5				5		
小 計	848				保険担当	6				6		
電 話 交 換	3		医療相談担当		2	2			4			
電 汽 伍	9		計	14	2			16				
機 械 整 備	5		附 属 病 院	移植・一般外科		1			1			
営 繕 工 作	2			眼科			5		5			
小 計	19			精神神経科					0			
保 安	16			歯科			2		2			
用 疗 務	18			医療安全管理部		1			1			
動 物 飼 育	3			感染対策部		1			1			
家 政	6			医療機器管理部		7			7			
看 護 補 助	37			リハビリテーション部		17			17			
小 計	80			病院病理部		5			5			
合 計	1,366			輸血・細胞医療部		5			5			
			看護部	1	689		37	727				
			薬剤部		31			31				
			栄養管理部		7			7				
			臨床検査部		29		1	30				
			放射線部		34			34				
			臨床治験センター		1			1				
			小 計	35	837		58	930				
			合 計	86	848	19	80	1,033				

【図表5. 2-5】 学生数（府立医科大学）

（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学 部	人 数	大 学 院	人 数
①医学部医学科	634	医学研究科	248
②医学部看護学科	326	保健看護研究科	17
③合 計	960	合 計	265
④医学科教授・准教授・講師	132	①／④	
⑤医学科教員一人当たり学生数	4.8		
⑥看護学科教授・准教授・講師	24	②／⑥	
⑦看護学科教員一人当たり学生数	13.5		

府立医科大学は、教員数333人、事務86人、技術848人、技能19人、労務80人の合計1,366人であり、府立大学の216人と比べれば大所帯といえる。このうち、医療に携わる医師（333人のうちの相当数）と看護師690人が人員の大部分を占めている。

大学院医学研究科（医学部医学科）299人と医学部看護学科34人の合計333人の教員に対する学生数の割合が多いかどうかは、臨床専門の教員もあり、単純には比較できない。他校との比較では、奈良医大、和歌山医大と同程度の人員数である。

府立医科大学においては、事務局長1人、管理課、経理課、施設課、研究支援課の各課の事務32人全員、施設課の技術7人全員、学生部学生課の事務12人全員、教養教育事務室の事務2人全員、附属図書館の事務及び司書5人全員、附属病院事務部の事務部長1人、病院管理課の事務19人のうち17人、医事収納課の事務14人のうち6人は京都府からの派遣である。このように京都府からの派遣者は合計83人であり、事務等管理部門の大勢を占めている。

事務等管理部門において、法人化後採用された職員は、附属病院事務部病院管理課で電子カルテ等の診療情報等を担当する職員5名のうち2名、医事収納課では医療事務を担当する職員として、収入担当5人のうち3人、保険担当6人のうち5人の合計10人である。

5.2.4 法人化前と法人化後の教職員数の推移

【図表5.2-6】定数一覧

京都府公立大学法人 定数一覧 (H19～H23年度)

法人本部・医科大学

			法人化前		法人化後						
			19.4.1	20.4.1	増減	21.4.1	増減	22.4.1	増減	23.4.1	増減
教員	医学研究科 (医学科)	学長	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
		教授	44	44	0	44	0	44	0	45	1
		准教授	58	58	0	58	0	57	▲1	58	1
		講師	82	82	0	82	0	83	1	84	1
		助教	124	124	0	124	0	124	0	126	2
		小計	308	308	0	308	0	308	0	313	5
	看護学科	教授	9	9	0	9	0	9	0	9	0
		准教授	7	7	0	7	0	7	0	7	0
		講師	9	9	0	9	0	9	0	9	0
		助教	9	9	0	9	0	9	0	9	0
		小計	34	34	0	34	0	34	0	34	0
合計			342	342	0	342	0	342	0	347	5
事務	事務(法人)	0	6	6	7	1	7	0	7	0	
	事務(医大)	96	89	▲7	88	▲1	88	0	88	0	
	保育士	3	3	0	3	0	3	0	3	0	
	司書	2	1	▲1	1	0	1	0	1	0	
	小計	101	99	▲2	99	0	99	0	99	0	
技術	建築	4	4	0	4	0	4	0	4	0	
	電気・電子	4	4	0	4	0	4	0	4	0	
	機械	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	薬剤師	30	30	0	30	0	31	1	32	1	
	診療放射線技師	31	31	0	31	0	31	0	31	0	
	臨床検査技師	42	42	0	42	0	42	0	43	1	
	心理判定員	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	精神保健福祉相談員	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	栄養士	7	7	0	7	0	7	0	7	0	
	理学療法士	10	10	0	10	0	10	0	10	0	
	作業療法士	6	6	0	6	0	6	0	6	0	
	言語治療士	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	歯科衛生士	2	2	0	2	0	2	0	2	0	
	歯科技工士	2	2	0	2	0	2	0	2	0	
	視能訓練士	3	3	0	3	0	3	0	5	2	
	(准)看護師	652	652	0	652	0	652	0	652	0	
	臨床工学技士	3	5	2	5	0	6	1	7	1	
小計	800	802	2	802	0	804	2	809	5		
技能	自動車運転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	解剖技能	2	2	0	2	0	2	0	1	▲1	
	電話交換	3	3	0	3	0	3	0	3	0	
	汽缶	10	10	0	9	▲1	9	0	9	0	
	電機整備	7	7	0	6	▲1	6	0	5	▲1	
	営繕工作	2	2	0	2	0	2	0	2	0	
	配管整備	1	1	0	1	0	0	▲1	0	0	
	小計	25	25	0	23	▲2	22	▲1	20	▲2	
労務	保安	18	16	▲2	16	0	16	0	16	0	
	用庁務	24	22	▲2	21	▲1	20	▲1	19	▲1	
	動物飼育	3	3	0	3	0	3	0	3	0	
	家政	7	6	▲1	6	0	6	0	5	▲1	
	看護補助	42	42	0	39	▲3	38	▲1	37	▲1	
	小計	94	89	▲5	85	▲4	83	▲2	80	▲3	
合計			1,020	1,015	▲5	1,009	▲6	1,008	▲1	1,008	0
総合計			1,362	1,357	▲5	1,351	▲6	1,350	▲1	1,355	5

■府立大学

			法人化前		法人化後						
			19.4.1	20.4.1	増減	21.4.1	増減	22.4.1	増減	23.4.1	増減
学 長			(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)
教員	文学部	教授	18	18	0	18	0	18	0	18	0
		准教授	18	18	0	18	0	17	▲ 1	17	0
		講師									
		助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	36	36	0	36	0	35	▲ 1	35	0	
	公共政策学部	教授	11	12	1	12	0	12	0	12	0
		准教授	10	13	3	13	0	13	0	13	0
		講師									
		助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	21	25	4	25	0	25	0	25	0	
	生命環境科学研究科	教授	39	39	0	38	▲ 1	38	0	38	0
		准教授	44	44	0	44	0	44	0	43	▲ 1
		講師									
		助教	15	14	▲ 1	14	0	14	0	14	0
	小 計	98	97	▲ 1	96	▲ 1	96	0	95	▲ 1	
合 計			155	158	3	157	▲ 1	156	▲ 1	155	▲ 1
事 務	事務	47	41	▲ 6	40	▲ 1	42	2	42	0	
	司書	4	3	▲ 1	3	0	3	0	3	0	
	小 計	51	44	▲ 7	43	▲ 1	45	2	45	0	
技 術	建築	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	農業	1	1	0	1	0	0	▲ 1	0	0	
	林業	3	3	0	3	0	2	▲ 1	2	0	
	看護師	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	小 計	6	6	0	6	0	4	▲ 2	4	0	
技 能	自動車運転	1	0	▲ 1	0	0	0	0	0	0	
	電機整備	1	1	0	1	0	1	0	1	0	
	小 計	2	1	▲ 1	1	0	1	0	1	0	
労 務	保安	6	6	0	6	0	6	0	6	0	
	用庁務	6	5	▲ 1	5	0	5	0	5	0	
	農業労務	8	8	0	8	0	8	0	8	0	
	林業農務	2	2	0	2	0	2	0	2	0	
	小 計	22	21	▲ 1	21	0	21	0	21	0	
合 計			81	72	▲ 9	71	▲ 1	71	0	71	0
総 合 計			236	230	▲ 6	228	▲ 2	227	▲ 1	226	▲ 1

※法人化後の教員定数の3増については、公共政策学部への改編に伴うもので、22年度末までの間、臨時的に認められたもの。

(1) 教員数の設定

教員数については、法人設立時に京都府内部で調整して決定し、それを基礎に運営費交付金が算定されている。以後については、増減は収入の範囲で法人の裁量であるが、現実的には、確保した財源の範囲で増員している。運営費交付金などは定員数に基づいて決定される。なお、文部科学省の大学設置基準による必要教員人数を遵守する必要があるため、これが大前提となることはいうまでもない。

(2) 法人本部、府立医科大学の法人化前と法人化3年経過後の人数の増減内訳

府立医科大学の教員は、医学研究科で法人化前（平成19年4月1日）の308人に比べ、法人化後（平成23年4月1日現在）教授1人、准教授1人、講師1人、助教2人の合計5人が増加した。看護学科は34人から増減していない。事務部門は101人から99人と2人の減員、技術部門は800人から809人と9人増員、技能部門は、25人から20人と5人減員、労務部門は94人から80人と14人減員である。全体としては、1,362人から1,355人と7人の減員である。

(3) 府立大学の法人化前と法人化3年経過後の人数の増減内訳

府立大学の教員数は、法人化直後に3名増員となっているが、これは公共政策学部への改編に伴うもので、22年度までの間、臨時的に認められたものである。法人化後の3年で見れば、文学部が36人から35人と1人減員、公共政策学部は21人から25人と4人増員、生命環境科学研究科は98人から95人と3人の減員であり、全体では155人と増減はなかった。

事務部門は51人から45人へと大きく6人減員している。技術部門が6人から4人と2人減員、技能部門が2人から1人と1人の減員、労務部門は22人から21人と1人減員となっており、全体で、81人から71人へと10人の減員となっている。従って、府立大学全体としては10人の減員である。

5.3 人件費の現状

5.3.1 決算書ベースの人件費の推移

(1) セグメント別人件費 (決算書類より作成)

【図表5.3-1】セグメント別人件費の推移

人件費の推移 (単位：千円)

セグメント別	20年度	21年度	22年度	22年度構成比	22-20増減
法人本部					
役員人件費	4,182	4,152	12,433	0.1%	8,251
教員人件費	258	—	—	—	△ 258
職員人件費	64,594	79,558	66,652	0.4%	2,058
計	69,034	83,710	79,085	0.4%	10,051
医科大学					
教員人件費	3,305,800	3,053,871	3,050,824	17.3%	△ 254,976
職員人件費	1,191,934	855,305	861,384	4.9%	△ 330,550
計	4,497,734	3,909,176	3,912,208	22.2%	△ 585,526
附属病院					
教員人件費	749,997	957,345	989,868	5.6%	239,871
職員人件費	9,056,599	9,647,862	9,831,872	55.9%	775,273
計	9,806,596	10,605,207	10,821,740	61.5%	1,015,144
府立大学					
教員人件費	1,969,877	2,024,848	2,076,973	11.8%	107,096
職員人件費	763,492	708,555	708,149	4.0%	△ 55,343
計	2,733,369	2,733,403	2,785,122	15.8%	51,753
合 計					
役員人件費	4,182	4,152	12,433	0.1%	8,251
教員人件費	6,025,933	6,036,065	6,117,666	34.8%	91,733
職員人件費	11,076,621	11,291,281	11,468,059	65.2%	391,438
合 計	17,106,736	17,331,498	17,598,158	100.0%	491,422
運営費交付金収益	7,752,630	7,280,879	7,264,367		
経常収益合計	32,481,176	32,397,907	33,139,123		
人件費/経常収益	52.7%	53.5%	53.1%		

注) 端数処理の関係で、計算の合わない箇所がある。

人件費の経常収益に占める割合は20年度52.7%、21年度53.5%、22年度53.1%と各年度53%前後であり、経費の中では突出した割合を占めている。

法人化後、3年間のセグメント別、職種別の人件費の推移は、【図表5.3-1】【図表5.3-2】の通りである。

人件費は、合計では過去3年間で491,422千円増加しており、内訳で見れば、役員人件費が8,251千円、教員人件

費が91,733千円、職員人件費が391,438千円となる。

府立医科大学の585,526千円の減少は、附属病院の1,015,144千円の増加へシフトしていることによる。府立大学は、教員人件費は107,096千円増加、逆に、職員人件費は、55,343千円減少している。さらに大学法人の担当者にヒアリングをおこなったところ、増加の主な原因として、国の制度改正による救急医勤務、分娩等に係る手当の創設、急患増加等による医師の時間外勤務の増加、大学院生の診療に対する処遇改善のほか、共済費負担金の法定利率のアップや、退職手当の増加があった一方、職員数の減少や人事委員会勧告による給与・賞与は減少しているとのことである。

平成22年度の人件費の構成は、附属病院が全体の61.5%であり、府立医科大学の22.2%を合計すると83.7%を占める。府立大学の15.8%に比べ府立医科大学の割合が大きい。職種別では、職員人件費が65.2%、教員人件費は34.8%と職員人件費は教員人件費の2倍になる。これは、附属病院の職員人件費が55.9%に及ぶためである。

職員数は全体としては、減少している。医大では、救急・災害医療システム学や総合医療・医学教育学の新設に伴い、教員を増やしているほか、患者サービスの向上、病院評価の水準の維持・向上や診療報酬の増収を図るため、技術職員を増やしている。一方で、法人化による管理部門の統合による事務職員の削減や現業業務の委託化等による技能・労務職員の削減を行っている。

人件費の予算は、教授、准教授、講師、助教など職位ごとに決まっているので、それに従い人数が定められることになる。

また、人件費の多寡に関する要因として、法人化移行時に締結された労使協定がある。これは、法人職員を府の職員と同等（それ以上）に取扱うという内容のもので、給与水準は「京都府に準ずる」ことになる。

京都府からの運営費交付金の大半は、派遣職員、承継職員（教員等）の人件費に充当されているようにも考えられる。

なお、人件費の他大学との比較は、法人としては行っていない。

(2) 職種別人件費

【図表5. 3-2】 職種別人件費

職 種 別	(単位：千円)			
	20年度	21年度	22年度	22-20増減
役員人件費				
常勤役員報酬				
給 与	2,682	2,682	9,051	6,369
賞 与	0	0	745	745
法定福利費	0	0	1,165	1,165
計	2,682	2,682	10,963	8,281
非常勤役員報酬	1,500	1,470	1,470	△ 30
役員人件費 計	4,182	4,152	12,433	8,251
教員人件費				
常勤教員給与				
給 与	3,510,375	3,585,721	3,494,403	△ 15,972
賞 与	1,241,269	1,135,417	1,053,170	△ 188,099
退職給付費用	406,576	409,727	594,211	187,635
法定福利費	794,866	822,372	877,069	82,203
計	5,953,088	5,953,237	6,018,855	65,767
非常勤教員給与				
給 与	71,530	81,744	96,975	25,445
法定福利費	1,314	1,082	1,835	521
計	72,844	82,827	98,810	25,966
教員人件費 計	6,025,933	6,036,065	6,117,666	91,733
職員人件費				
常勤職員給与				
給 与	6,021,130	6,012,038	5,886,340	△ 134,790
賞 与	1,402,176	1,320,808	1,177,904	△ 224,272
賞与引当金	418,904	422,340	412,227	△ 6,677
退職給付費用	415,480	323,414	473,050	57,570
法定福利費	1,289,556	1,278,755	1,355,192	65,636
計	9,547,248	9,357,357	9,304,715	△ 242,533
非常勤職員給与				0
給 与	1,370,672	1,753,959	1,949,596	578,924
賞 与	158,700	2,080	2,080	△ 156,620
法定福利費	0	177,885	211,667	211,667
計	1,529,372	1,933,924	2,163,344	633,972
職員人件費 計	11,076,621	11,291,281	11,468,059	391,438
合 計	17,106,736	17,331,498	17,598,158	491,422

過去3年間で教員人件費は、常勤教員65,767千円、非常勤教員25,966千円増加している。職員人件費は、常勤職員が242,533千円減少したのに対して、非常勤職員は、391,438千円増加している。